

議第20号

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例について

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市位山交流広場を設置するため制定しようとする。

高山市位山交流広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 豊かな自然環境などの地域資源を活用したスポーツや自然体験、レクリエーション活動など年間を通じて、家族のふれあいや健康づくり、交流を促進するため、高山市位山交流広場（以下「交流広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高山市位山交流広場

位置 高山市一之宮町7846番地1

(構成施設)

第3条 交流広場は、次に掲げる施設により構成する。

- (1) 高山市民スキー場
- (2) 位山交流促進センター
- (3) 分水嶺公園
- (4) 位山スポーツ広場
- (5) 位山遊びの散歩道

(行為の禁止)

第4条 交流広場の利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- (5) 他人に迷惑をおよぼす行為をすること。
- (6) 市長が指定する場所以外で、竹木を採取し、又は植物を採取若しくは損傷すること。
- (7) 市長が指定する場所以外で、たき火その他施設等に危険をおよぼすおそれのある行為をすること。
- (8) その他交流広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用の許可)

第5条 交流広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 施設を占有して利用すること。
- (3) 工作物その他の物件又は施設を設け交流広場を占有すること。

2 市長は、前項の許可に当たって、交流広場の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を得たもの（以下「使用者」という。）は、前項の規定による条件を守らなければならない。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流広場の使用を許可しない。

- (1) 交流広場の管理上支障があると認めたとき。
- (2) 交流広場を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 公益又は良俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流広場を使用させることが適当でないとき。

（使用許可の取消し）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交流広場の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可を得ないで使用の目的を変更したとき。
- (3) 偽りその他不正行為により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 交流広場の管理上必要と認めて行う指示に従わなかったとき。

（使用料）

第8条 スキー場のリフト等を使用する場合又は交流広場で物品の販売、募金その他これに類する行為をする場合及び施設を占有して利用しようとする場合は、使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、別表に定める額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が必要と認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、及び免除することができる。

（損害賠償）

第10条 使用者は、建物、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分		料金	
リフト		1回券 520円以内で規則で定める額	
		半日券 2,600円以内で規則で定める額	
		1日券 3,600円以内で規則で定める額	
		シーズン券 25,000円以内で規則で定める額	
		バンビーノ 500円以内で規則で定める額	
位山交流促進センター	多目的室1	1時間当たり 100円（営利事業を行う場合は、総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）	
	多目的室2		
	多目的室3		
	多目的室4		
	多目的室5	1時間当たり 150円（営利事業を行う場合は、総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）を加算する。）	
	多目的室6		
上記以外		非営利事業を行う場合	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算出した額以内で規則で定める額
		営利事業を行う場合	総売上額の5%以内で規則で定める額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 一定の期間、継続して使用する場合は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の規定により算定される使用料を適用する。